

第 2 章

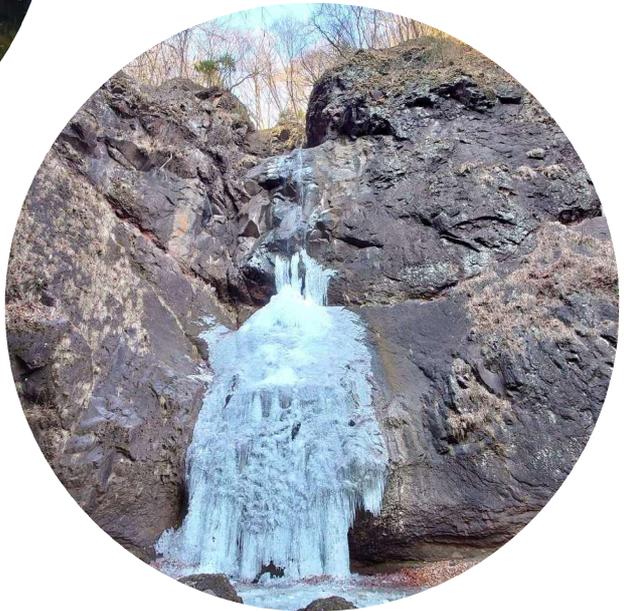
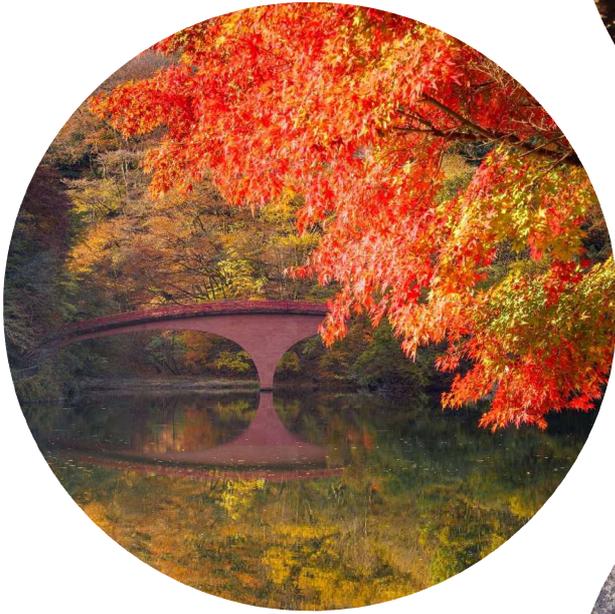
環境基本計画策定に あたって

2-1 計画策定の背景

2-2 安中市環境基本計画2016の進捗状況

2-3 環境に対する市民の考え

2-4 現状と課題



2-1 計画策定の背景

現在、環境をめぐる社会情勢は目まぐるしく変化しており、気候変動による環境問題、気象災害、健康被害、生物多様性の損失、海洋汚染、食品ロス、感染症の蔓延などが増加し、人類の生存に深刻な脅威を与えています。

人類の生存基盤である地球の持続可能性を確保していくためには、それぞれの地域が持続可能な社会を形成していることが重要です。

1 世界の情勢

(1) SDGs（持続可能な開発目標）

2015(平成 27)年 9 月の国連サミットにおいて、「誰一人取り残さない」という理念のもと、持続可能で多様性と包括性のある社会の実現に向けた行動目標 SDGs(持続可能な開発目標)を含む 2030 年行動計画が全会一致で採択され、様々な分野で SDGs の推進に向けた取組が進められています。

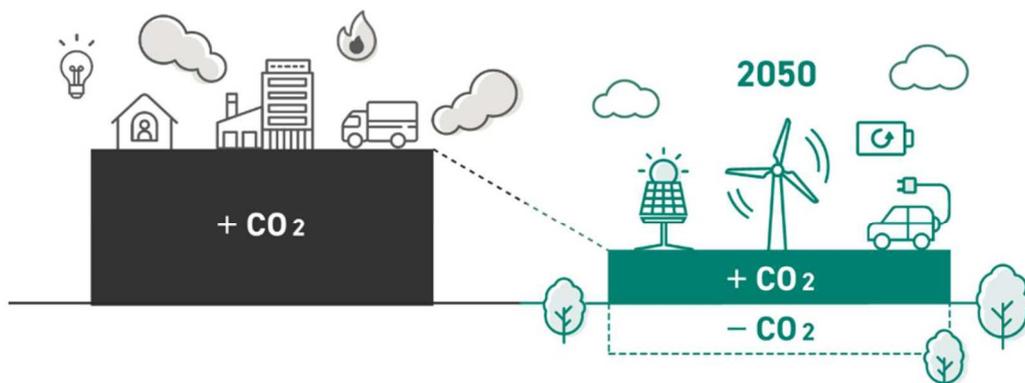


SDGs のポスター・ロゴ・アイコン 国際連合広報センターより

(2) 気候変動・地球温暖化

2015(平成27)年11月から12月にかけてフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議(COP21)において、2020(令和 2)年以降の温室効果ガス排出削減などのための新たな国際枠組み「パリ協定」が採択され、翌年発効するなど、温室効果ガス排出量の削減及び気候変動の影響に対する適応の取組を進めていくことが急務となりました。

また、世界各地で 2050 年までにカーボンニュートラル(温室効果ガス排出量実質ゼロ)の実現を目指す脱炭素活動などが活発になっています。

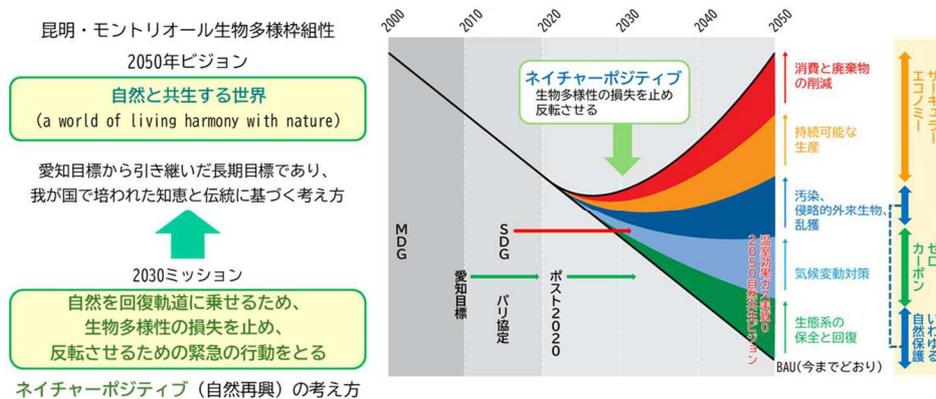


カーボンニュートラルとは 脱炭素ポータル 環境省より

(3) 生物多様性・ネイチャーポジティブ

生物多様性枠組みにおける世界目標として、2022(令和4)年の生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)において、2030(令和12)年までの世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。この枠組みは、2050年のビジョンとゴール、2030年のミッションとターゲットで構成されています。

2050年ビジョンでは「自然と共生する世界」を掲げています。2030年ミッションは、「自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる」こととし、ネイチャーポジティブを掲げ、陸と海のそれぞれ少なくとも30%を保護地域及び OECM※により保全(30by30※目標)などの目標を設定しました。



生物多様性の損失を減らし、回復させる行動の内訳

J-GBF ネイチャーポジティブ宣言 環境省 HP より

2 国の動向

(1) 環境基本計画

国は、地球規模の環境問題への対応をはじめ、国の環境政策を総合的に進めていくために、1993(平成5)年に環境基本法を制定し、それに基づき環境基本計画を策定し、持続可能な社会の実現に向け、自然共生社会、低炭素・脱炭素社会、循環型社会の形成、環境教育・環境保全活動の推進に向けた取組を進めてきました。

2024(令和6)年の第六次環境基本計画では、地域課題の解決を同時に図る分野横断的な施策の展開を進め、環境収容力を守り環境の質を高めることにより、経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」「環境・生命文明社会」の構築を目指すことにより、現在及び将来の国民一人一人の『ウェルビーイング※/高い生活の質』の確保と新たな成長を目的としています。

※ OECM : Other Effective area-based Conservation Measures の略で、国立公園のように法的に設定される保護地域以外で、環境保全や生物多様性の維持に貢献している地域として認定されたエリア(主として企業や寺社、団体などの民間が所有管理)。

※ 30by30 : 2022年に採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」で、2030年グローバルターゲットの1つとして、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標。

※ ウェルビーイング : 良い(Well)と状態(Being)からなる言葉「Well-being」で、精神・肉体の健康と社会的な健康を意味する概念。

(2) 気候変動の緩和と適応

国は、2015(平成27)年12月のパリ協定採択、2016(平成28)年11月のパリ協定発効を踏まえ、2018(平成30)年に「気候変動適応法」を制定、2021(令和3)年に地球温暖化対策推進法を改正するなど、気候変動・地球温暖化への対策を温室効果ガス排出削減対策(緩和策)と気候変動の影響による被害の回避・軽減対策(適応策)を両輪として、2050年カーボンニュートラル実現に向けた削減目標を定め、対策を進めています。

削減目標 基準年度比:2030年度▲46%以上、2035年度▲60%

(3) 自然と共生する社会

国は、2022(令和4)年「昆明・モンリオール生物多様性枠組」の採択を踏まえ、従来までの生物多様性国家戦略を見直し、2030年のネイチャーポジティブの実現を目指し、地球の持続可能性の土台であり人間の安全保障の根幹である生物多様性・自然資本を守り活用するための戦略「生物多様性国家戦略 2023-2030」を2023(令和5)年3月に閣議決定しました。この戦略は次の5つの基本戦略と行動計画からなっています。

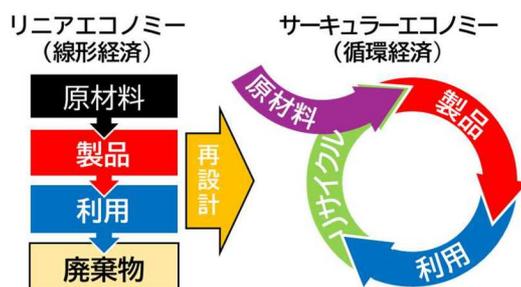
- ① 生態系の健全性の回復
- ② 自然を活用した社会課題の解決
- ③ ネイチャーポジティブ経済の実現
- ④ 生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動
- ⑤ 生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進

(4) 循環型社会

気候変動及び生物多様性の問題とあわせて、食品ロスやプラスチックごみの環境汚染が地球規模の問題となっています。

2023(令和5)年度における日本の食品ロス量は約464万トンで、事業活動と家庭からそれぞれ50%前後で、国民1人あたりで年間約37kgの食品ロスが発生しています。

マイクロプラスチック*による海洋汚染問題を踏まえ、国は、2019(令和元)年に「食品ロスの削減の推進に関する法律」、2021(令和3)年に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を公布し、循環型社会の形成に向けて、従来の3R(リデュース、リユース、リサイクル)の取組に加え、再生可能資源活用による資源保全やリサイクルでの再生可能資源化と利用促進など、サーキュラーエコノミー(循環経済)への移行を目指しています。



サーキュラーエコノミー(循環経済)への移行

「大量に作って、使って、捨てる」リニアエコノミー(線型経済)から、サーキュラーエコノミーへ移行することは、天然資源の発掘や廃棄物の不必要な焼却等を抑え、温室効果ガスの排出削減や自然への負荷軽減になると同時に、企業の経済成長にもつながります。

(環境省 HP より)

* マイクロプラスチック：直径が5mm以下のプラスチック。

3 群馬県の取組と動向

県では、気候変動・地球温暖化をはじめ、海洋プラスチックや食品ロスなどの環境課題を2050年までに解決し、災害に強く、持続可能な社会を構築するとともに、県民の幸福度を向上させるため、2019(令和元)年12月に「ぐんま5つのゼロ宣言」(2050 ニーマルゴーゼロ宣言)を表明しました。また、この宣言を「2050年に向けた「ぐんま5つの宣言」実現条例」(2023(令和5)年4月1日施行)として位置づけ、行政の方向性を示すとともに、施策の継続性・予見可能性を高めて、取組を進めています。

ぐんま 5つの ゼロ宣言	宣言1	自然災害による死者「ゼロ」
	宣言2	温室効果ガス排出量「ゼロ」
	宣言3	災害時の停電「ゼロ」
	宣言4	プラスチックごみ「ゼロ」
	宣言5	食品ロス「ゼロ」

(1) 群馬県環境基本計画

県では、「群馬県環境基本条例」(1996(平成8)年制定)第10条に基づき群馬県環境基本計画を策定し、県土の良好な環境の保全と創造に向けた取組を進めてきました。

2021(令和3年)に策定された「群馬県環境基本計画2021-2030」では、2040年に向けた環境の将来像を「豊かで持続的に発展する環境県ぐんま」と定め、「ぐんま5つのゼロ宣言」実現を重点取組として位置づけ、県民生活の水準や利便性、豊かな自然環境を向上させながら、風土や地域に根ざした人の交流や相互の支え合い、資源・エネルギー等の循環を基盤とし、地域で生まれ、育ち、地域で安心して暮らし続けられる持続可能な社会づくりに取り組んでいます。

(2) 気候変動の緩和と適応

県では、地球温暖化対策推進法及び気候変動適応法の制定・改正、国の地球温暖化対策計画や気候変動適応計画の策定を踏まえ、県全体の温室効果ガス排出量削減に向けた対策を進めています。

2021(令和3)年3月に、地域気候変動適応計画及び県の事務事業における緩和策(事務事業編)も含む「群馬県地球温暖化対策実行計画2021-2030」を策定し、気候変動対策を緩和策と適応策の両輪で進めています。

また、国の地球温暖化対策推進法の改正や地球温暖化対策計画、気候変動適応計画、「ぐんま5つのゼロ宣言」及びその実現条例を踏まえ、2023(令和5)年12月に、市町村の脱炭素に向けた総合的な支援や地域脱炭素化促進区域設定に係る除外すべき区域等の設定、事務事業編の排出量削減目標を基準年度比50%以上とするなど、計画の一部改定を行いました。

(3) 自然と共生する社会

群馬県は本州のほぼ中央に位置し、標高差が2,500mを超えるなど、変化に富んだ地形を有し、利根川を軸とする河川が葉脈のように広がり、恵まれた水系を背景としながら多種多様な野生動植物が生息・生育しています。しかし、中山間地域を中心に土地の管理や農地の耕作放棄などの環境変化を受け、生物多様性の損失が懸念されています。県では、「水源県ぐんま」として、森林の持つ公益的機能を持続的に発揮させる「自然との共生と森林(もり)づくり」を進めています。

県民が豊かな生活を享受するために、自然の恵みである「地域の宝」を再認識し、生物多様性の保全と利用の好循環を促し、豊かな自然を未来につないでいくことを目指して、2017(平成29)年に「生物多様性ぐんま戦略」(計画期間:2017~2026年度)を策定しました。また、2024(令和6)年に「ぐんまネイチャーポジティブ宣言」を行い、豊かな自然資本を生かし、ネイチャーポジティブ経営に取り組む企業が集まり、連携の輪が広がり、関連企業が増えていくエコシステムの形成を目指しています。

(4) 循環型社会

県では、2016(平成28)年3月に、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき「第二次群馬県循環型社会づくり推進計画」を策定し、ごみの減量や資源の循環的な利用など循環型社会の構築に向け、県民、民間団体、事業者、行政などのそれぞれの責務に応じた実践的な取組により、ごみの減量や資源の循環的な利用などを進めてきました。

「ぐんま5つのゼロ宣言」を踏まえ、2021(令和3)年に「第三次群馬県循環型社会づくり推進計画」を策定し、環境負荷の抑制、廃棄物の適正処理、県内に豊富に存在するバイオマス[※]の有効活用を更に進め、豊かな環境を維持し次世代に継承していくため、環境と経済の好循環の創出による持続可能な循環型社会の構築と脱炭素社会の実現を目指しています。

また、資源循環型社会の実現に向け、5R[※]の定着、地域の森林資源をエネルギー利用する地産地消、木材由来プラスチック代替素材の開発、プラスチックのライフサイクル全体を通じた資源循環の構築、MOTTAINAI運動の定着、生産・流通・消費の各段階での食品ロスの発生抑制、フードドライブ[※]の定着などの取組が進められています。

※ バイオマス：語源は、生物(bio)の量(mass)。今日では再生可能な、生物由来の有機性エネルギーや資源(化石燃料は除く)を意味することが多くなっている。

※ 5R：リデュース(Reduce=ごみを元から減らす)、リユース(Reuse=繰り返し使用)、リサイクル(Recycle=再資源化)の頭文字からなる3Rに、リフューズ(Refuse=すぐにごみとなるものを断る)とリスペクト(Respect=価値を認める)の2つの頭文字を加えたごみ減量・資源化、資源循環の取組を指す。

※ フードドライブ：家庭でまだ食べられるのに捨てられてしまう食品を持ち寄って、必要とする人々に無償で提供する活動。

2-2 安中市環境基本計画2016の進捗状況

本市では、持続可能な社会の構築に向けて、安中市環境基本条例に基づき環境基本計画を策定し、総合的・計画的な環境の保全と創造に関する取組を進めています。

前計画では、望ましい環境像である「里山の恵みと歴史を活かし 環境文化を育むまちあんなか」の実現に向け、4つの協働目標とそれぞれ達成指標や重点取組を定め、進めてきました。

※重点取組の進捗状況は資料編に掲載。

協働の目標	達成指標	進捗状況及び課題	
協働目標 1 あんなか 市民の環 づくり	「あんなか市民の環」懇談会(仮)が設立し、協働による環境づくり(協働プロジェクト)の取組が進められていること。	○	R4年「あんなか市民の環」懇談会を設立し、勉強会や活動がスタート
	環境リーダーなどによるこどもや市民の環境学習や体験学習、環境保全活動などの取組が進められていること。	○	群馬県地球温暖化防止活動推進員、環境アドバイザー活動支援
協働目標 2 里山環境 交流のま ちづくり	地域の人々による環境資源の再発見・発信(環境マップづくり)などが進められ、地域の環境についての理解や課題の共有化が図られていること。	▲	地域ごとの環境に係る資源情報の整備は未実施であるが、観光資源や防災情報等の整備は進められており、今後体系だった整備と発信が課題
	里山の観光・産業・環境・文化などを活かした多彩な環境交流が図られ、里山の環境を保全・活用していく市民の環づくりが進められていること。	○	小根山森林公園や崇台山の活用や花づくり・花いっぱい運動を実施 中山道や碓氷峠鉄道施設群などを活かした取組を推進
協働目標 3 環境にや さしい暮 らしづくり	3Rを進めるなど廃棄物の排出量を減らし、市民1人1日あたりのごみ排出量を900g/人・日(R5)の達成をめざします。 <H25実績999g/人・日>	▲	R5実績が948g/人・日と指標の当初値より改善、目標は未達成 人口減少が進む中で、生活系ごみの排出量削減が進んでいないことが課題
	資源の分別の徹底と回収、廃棄物のリサイクルを進め、資源化率15%(R5)の達成をめざします。 <H25年度資源化率11.5%>	▲	R5実績が9.43%と指標の基準値より悪化、目標は未達成
	省エネや再生可能エネルギー活用などエネルギーが賢く利用され、市域からの温室効果ガス排出抑制を進め地球温暖化防止に貢献する社会の形成をめざします。	○	クールチョイスの普及、住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金を継続実施 一層の省エネ徹底、再エネ最大限の活用促進が課題。気候変動適応に向けた対策が急務
	省エネ対策や再生可能エネルギー利用を進め、市域からの温室効果ガス排出量を、R2年度を目安にH30年度比4%の削減をめざします。 <H30年度CO ₂ 排出量446千t-CO ₂ >	◎	R2年度CO ₂ 排出量461千t-CO ₂ 、 H30年度比▲2.2%と指標値を達成 R5年3月に地球温暖化対策実行計画を策定、新たな削減目標を設定。2050年カーボンニュートラル実現に向けた取組の加速化が課題
凡例	◎ 取組目標を概ね実施、指標の目標値を達成 ○ 取組目標の実現に向け取組を継続実施中、指標の目標値に近づいている ▲ 環境分野での新たな取組が遅れている・未実施、当初の指標より悪化傾向		

2-3 環境に対する市民の考え

2025(令和7)年8月に実施した本計画策定に係る環境意識調査結果をもとに、市民の地域の環境に対する考えや今後優先的に取り組む必要がある内容について、前回2015(平成27)年9月に実施した前計画策定時の調査結果との比較分析をしています。

(1) アンケート結果の概要

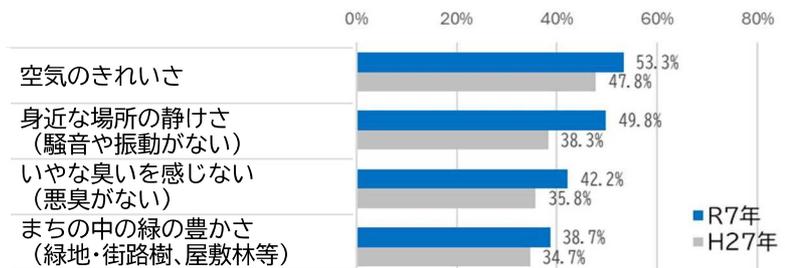
アンケート調査は18歳以上の市民1,800人を対象に郵送で実施、回収率は38%(前回調査39%)でした。

- 年代別回答割合では、60歳代以上の割合が52%(前回と同じ)と半数以上を占めています。前回と比べ、若年層の回答が低下傾向にあります。
- 気候変動の影響に関する項目では、「猛暑日・熱帯夜の増加」が97%、次いで「豪雨等極端な気象現象の多発」や「土砂災害・水害の増加」が70%以上と関心が高くなっています。
- 日常生活における市民の環境保全行動や対策状況については、全体的に前回調査より「いつも行っている」や「導入」割合が増加する傾向にあります。

(2) 環境の現状について（満足度・不満度の変化）

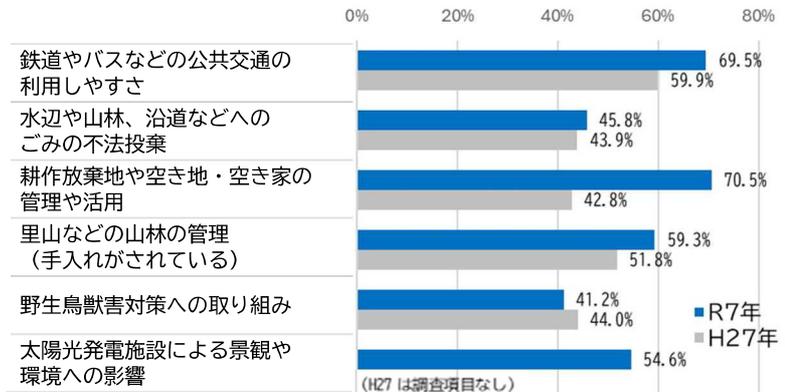
- 住んでいる地域の環境に対しては、空気のきれいさや身近な場所の静けさは半数近くが満足しています。前回調査と比べ、各項目とも満足度がやや上昇しています。

環境に対する満足度の変化



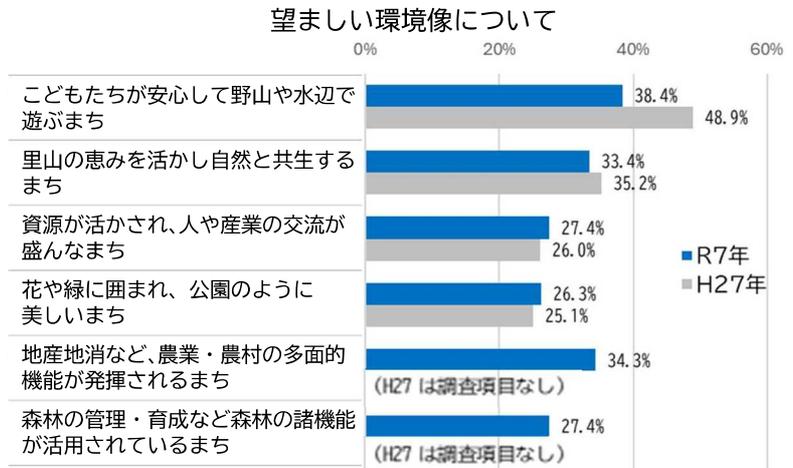
- 耕作放棄地や空き地・空き家問題、鉄道・バスなどの公共交通の利便性、里山などの山林の管理への不満が高くなっています。前回調査より不満割合が大きく上昇するなど、環境保全やまちづくりの重要な課題になっています。

環境に対する不満度の変化



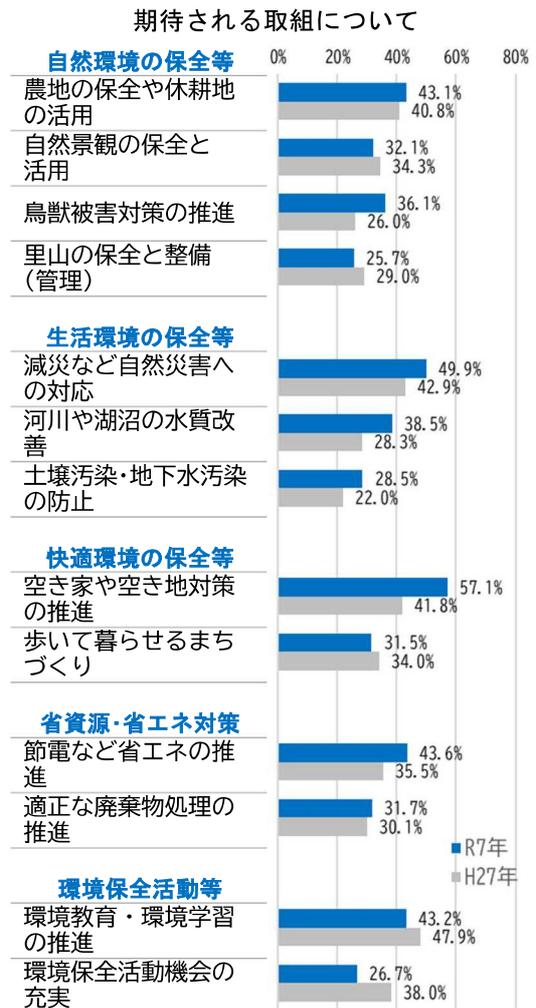
(3) 望ましい環境像について

- 市民から見た望ましい将来の環境像としては、「こどもたちが安心して野山や水辺で遊ぶまち」や「里山の恵みを活かし自然と共生するまち」が、前回調査と同様に高くなっています。
- 今回追加した「地産地消や農地集約化など、農地の管理や活用、農業・農村の多面的機能が発揮されるまち」や「森林の管理・育成など森林のCO₂吸収や水源涵養、防災機能等が活用されているまち」が上位に入り、里山資源の積極的な活用への期待も高いです。



(4) 環境の保全に向けて期待される取組について

- 自然環境の保全等では、「農地の保全や休耕地の活用」と「鳥獣被害対策の推進」が高く、前回調査より上昇しています。
- 生活環境の保全等では、「減災など自然災害への対応」が、前回調査より上昇し気候変動への危機意識が高く、次いで「河川や湖沼の水質改善」や「土壌汚染・地下水汚染の防止」も前回調査より上昇しています。
- 快適環境の保全等では、「空き家や空き地対策の推進」が前回調査より大きく上昇しています。
- 省資源・省エネ対策では、「節電など省エネの推進」と「適正な廃棄物処理の推進」が前回同様に上位となっています。
- 環境保全活動等では、各項目とも前回調査より低下しています。こうした中でも、「環境教育・環境学習の推進」が最も高く、環境問題への理解が重要と考えられます。



詳細は市ホームページからご覧になれます。



2-4 現状と課題

1 概要

(1) 位置

本市は2006(平成18)年3月18日に安中市と松井田町が新設合併して誕生した市です。群馬県の西部に位置し、東京都心まで約120kmの距離にあります。

周囲は高崎市、富岡市、下仁田町の2市1町及び長野県軽井沢町に接し、東西約27km、南北約12kmにわたり、276.31km²の面積を有しています。

古くは東山道、近世には中山道の宿場、関所がおかれるなど交通の要衝となっています。現在も、JR北陸新幹線の通る安中榛名駅や上信越自動車道の松井田妙義I.C及び碓氷軽井沢I.Cをはじめ、国道18号やJR信越本線が通っています。



(2) 気候

本市の気候は太平洋型気候区の関東型気候区に属し、いわゆる内陸性の気候で、気温は、夏季冬季の一時期を除いて一般的に温暖であり、降水量は年間1,200mm程度で、6～9月で年間降水量の約50%を占めます。

雷雨が多く、冬季は乾燥した西風である「空っ風」が強く、4月から5月にかけて晩霜があります。また、冬季は晴天が続く雨量は少なく乾燥した日が続きますが、一般的には過ごしやすい気候です。

(3) 地形

本市の地形は西部に県境をなす碓氷峠、北部に榛名山、南西部に妙義山と三方を山に囲まれ、中心部を東西方向に碓氷川とその支流である九十九川、柳瀬川が流れています。碓氷川とその支流からなる集水域となっています。

西部は標高800m以上の急峻な山地で、山地・丘陵地の狭間に多くの谷地を形成しています。南東部や碓氷川中下流部には、数段の平坦地からなる東西に長い河岸段丘が発達し、早くから開けてきました。



出典:都市計画マスタープラン、他より

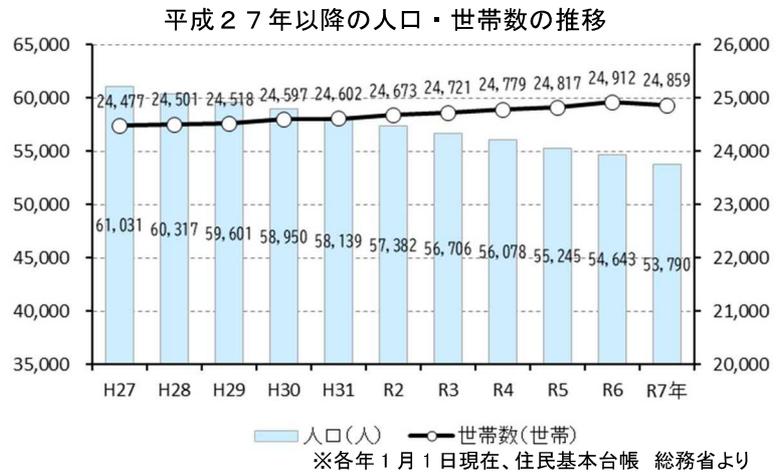
(4) 人口・世帯数

本市の2025(令和7)年1月1日現在(住民基本台帳)の人口と世帯数は、53,790人、24,859世帯(外国人を含む)となっています。

人口は2000(平成12)年をピークに減少に転じています。

前計画策定時の2015(平成27)年に比べ約10年間で12%近く減少し、世帯数は

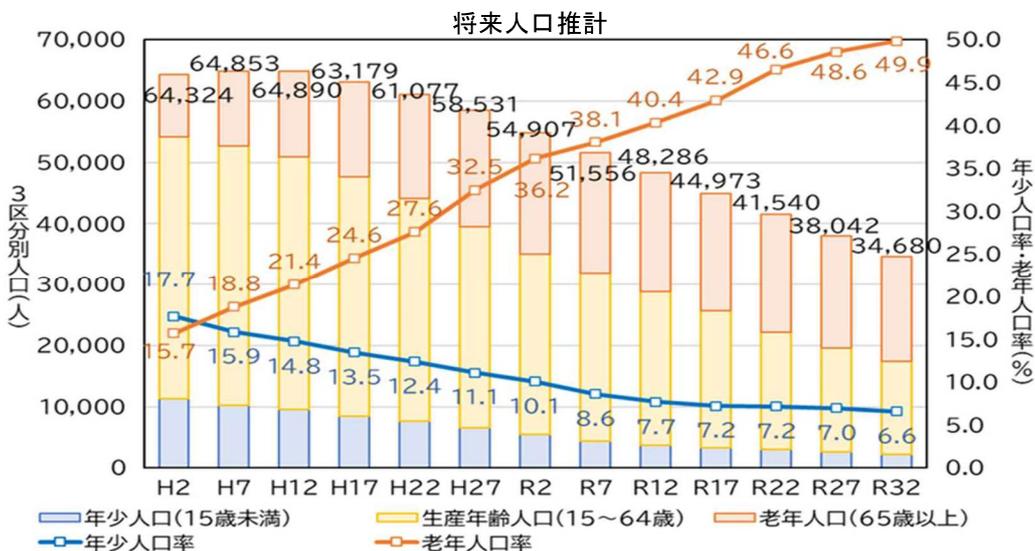
1.6%増となっています。また、世帯当たりの人員数は2.2人へと減少しています。少子高齢化と人口減少が急速に進んでいます。



(5) 将来人口推計

国立社会保障・人口問題研究所(令和5年推計)による本市の将来人口は、減少傾向で推移すると予測されており、2050(令和32)年には34,680人と2020(令和2)年から約2万人(約35%)減少すると予測されています。また、年少人口、生産年齢人口の割合は減少する見込みで、特に年少人口の割合は6.6%まで減少すると予測されています。一方で、老年人口の割合は増加し続け49.9%まで上昇すると予測されています。

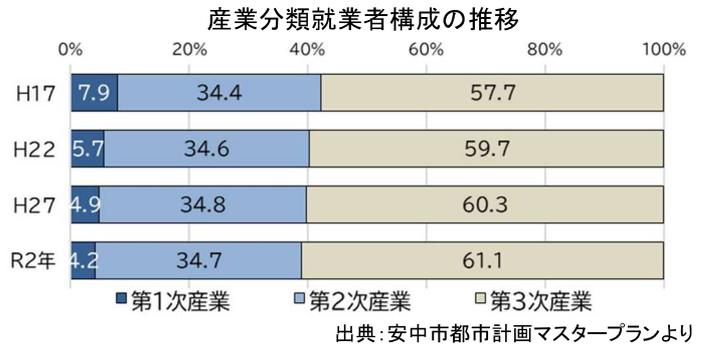
本計画の目標年度である2035(令和17)年には、人口が44,973人、年少人口割合は7.2%、老年人口の割合は42.9%と予測されています。



(6) 産業

本市の産業分類別就業者数割合は、2020(令和2)年は第一次産業が4.2%、第二次産業が34.7%、第三次産業が61.1%となっています。

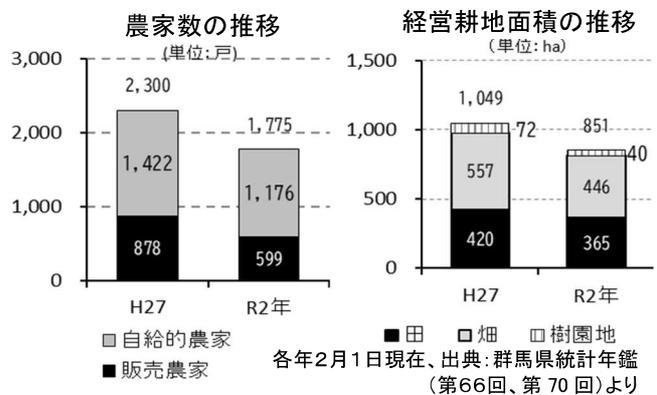
第一次産業は減少傾向で、第二次産業、第三次産業は増加傾向で推移しています。



① 農業

農家数や経営耕地面積の減少が一層進んでいます。

2020(令和2)年の農家数及び経営耕地面積は、2015(平成27)年に比べそれぞれ20%前後減少しています。

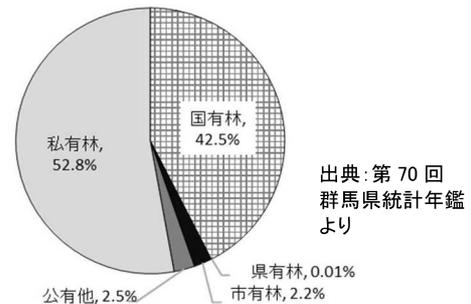


② 林業

2020(令和2)年の林野面積は 16,540ha で、市域の約6割を占めています。また、群馬県内の林野面積の4%となっています。

林野面積のうち、国有林は 7,031ha、民有林は9,509ha で、民有林のうち私有林は8,740ha と林野面積の約53%を占めています。

所有別林野面積割合(R2.2.1 現在)



③ 製造業

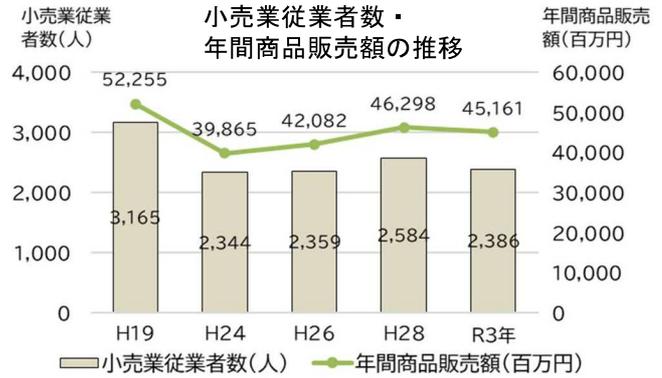
従業者数と製造品出荷額の多い製造業は、化学、電子部品、非鉄金属などの製造業です。

製造業の従業者数は増加傾向、製造品出荷額は、2014(平成26)年以降は増加傾向にあります。



④ 商業

小売業の従業者数及び年間商品販売額は、2012(平成24)年に大きく減少し、以降は横ばいで推移しています。



出典:安中市都市計画マスタープランより

主な課題

- 農家数や経営耕地面積の減少と荒廃農地の増加、林野面積の半数以上を占める私有林の荒廃化の拡大
- 少子高齢化に伴う人口減少や市外への転出など、良好な里山の保安全管理を担ってきた人材の減少と今後の育成



中宿系操燈籠人形上演会

2 自然環境

(豊かな自然環境)

本市の自然環境は、霧積山地から板鼻地区の低地まで約1,500mの標高差があり、森林が広がる山地や里山、農地が広がる台地・段丘、碓氷川・九十九川などの河川と河川沿いの低地や谷地など、起伏に富み、水辺環境や里山などは、多種多様な動植物を育んできました。

西部の妙義山地や長野県境に連なる標高 1,000mを超える山地には、アブラツツジ-イヌブナ群集やイヌシデ-アカシデ群落、クリ-ミズナラ群集などのブナクラス域自然植生や代償植生をはじめ、クリ-コナラ群集などのヤブツバキクラス域代償植生が広がり、上信越国立公園や妙義荒船佐久高原国定公園に指定され、優れた自然環境や自然景観の地域となっています。

妙義山ではミヨウギシダ、ミヨウギイワザクラなどの岸壁植物、コナラ、ミズナラ、カエデなどの天然林が広く分布しています。国定公園の中心ともいえる妙義山一帯は、ケヤキの群落をはじめミズナラ、コナラ、カエデ類が豊富で、奇岩に映える新緑、紅葉が著名です。上毛三山の一つとして古くから県民に親しまれているほか、春の桜や秋の紅葉の時期に多くの観光客でにぎわいます。

ほ乳類ではニホンザル、イタチなどが生息し、鳥類はオオタカ、クマタカ等猛禽類がいます。裏妙義の妙義湖は、オンドリの集団越冬地であり、絶好の観察地となっています。

また、市内各地には、秋間梅林、小根山森林公園、後閑城址公園など、里山と人との関わりを伝える場所が数多く残されています。

上間仁田地域の崇台山は、山頂から広く県内外の山々が望め「ぐんま100名山」に選定され、その山麓には、県内初の景観重要樹木に指定された「崇台山の大桐」、環境省の自然共生サイト※に認定された「里山の花畑と崇台山の山麓」があり、民間団体が中心となって里山の自然と人との関わりを次世代に継承し、自然体験を通して生物多様性の大切さを伝える活動を進めています。



※ 自然共生サイト：地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律に基づき、企業の森や里地里山、都市の緑地など民間の取組等による生物多様性を増進する活動計画を国が認定する制度で、認定された活動の実施区域。

(外来種・有害鳥獣被害)

外来植物や外来生物の侵入・定着化により、在来種の希少動植物の生息環境や生態系への被害が広がっているほか、人体や農林業など経済・産業への影響が拡大してきています。最近では、特定外来生物のクビアカツヤカミキリによるサクラなどの樹木被害の拡大も懸念され、早期発見と拡大防止に向けた対策が求められています。

さらに竹林の生育拡大による森林の荒廃、住宅地や農地での日照不足、積雪時の倒伏による道路通行支障などが問題となってきており、市では市民の自主的な管理活動に対して薬剤供与と機材の貸出を行うなど、竹林対策を進めています。

近年、農地や山林の管理不足による荒廃をはじめ、鳥獣被害が課題となっています。イノシシやニホンジカ、ニホンザル、ハクビシン、アライグマ、タヌキ、カラス等鳥類の生息域の拡大などに伴い、農地等の掘り起こし被害や農作物の食害をはじめ、市街地への出没、人家への侵入・生活被害などが増加しています。また、ツキノワグマによる人身被害が懸念されるなど、鳥獣被害対策が急務となっています。

(歴史的環境)

本市は地形的特徴により古くから峠越えの交通の要衝地で、古代からの東山道が江戸時代に中山道として整備され、宿場町として栄えました。

近代には、碓氷峠を越えるアプト式鉄道が建設され、その後JR信越本線の横川－軽井沢間が1997(平成9)年に廃止されましたが、これら鉄道施設は国指定の重要文化財となり、優れた自然景観と一体となって、本市を代表する観光スポットの一つとなっています。

また2025(令和7)年5月末時点で、国指定の重要文化財「碓氷峠鉄道施設群」、名勝「妙義山」、天然記念物「安中原市の杉並木」、史跡「築瀬二子塚古墳」「中山道」などの国指定文化財(10件)をはじめ、群馬県指定文化財(24件)、市指定文化財(75件)の計109件の文化財があり、地域の自然との関わりを伝えています。

主な課題

- 森林の整備や管理とCO₂吸収源として経済的価値の創出
- 地域の自然と歴史文化との関わりを伝える歴史文化資源の保全と活用
- 林野面積の半数以上を占める私有林の維持管理
- 里山の保全・再生、活用と自然再興に向けた取組



武家長屋



原市の杉並木



築瀬二子塚古墳



碓氷関所跡

3 生活環境

本市の大気環境や水環境などの生活環境は全般的に良好な状態で維持されています。本市を流下する碓氷川では、基準点で県が水質を監視しています。

本市においても碓氷川本流、支流、公共用水域、事業所排水の水質を調査しています。

主な課題

- 良好な生活環境の維持と確保
- 合併処理浄化槽への転換など生活排水対策の推進による河川での水質改善
- 有害化学物質や新たな環境汚染物質による環境リスクの回避・軽減

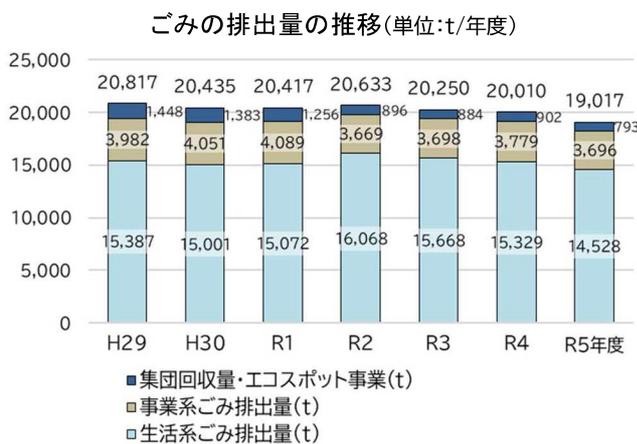
4 廃棄物

本市のごみの総排出量は緩やかな減少傾向にあります。2023(令和5)年度の一般ごみの総排出量は19,017tで、2017(平成29)年度の排出量から1,800t、約9.4%減少しています。

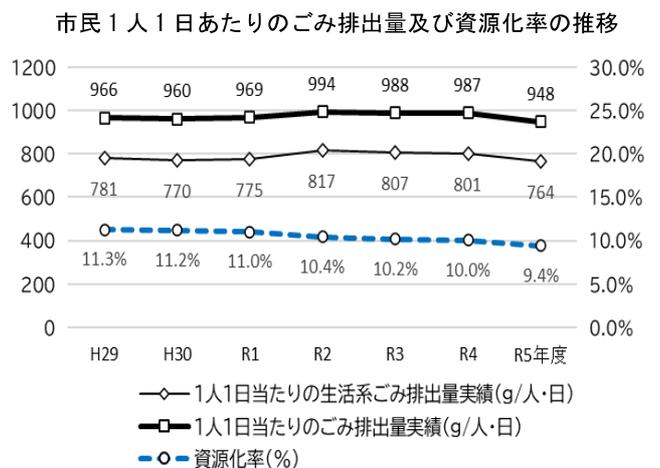
一般ごみの約75%が生活系ごみ、20%が事業系ごみ、5%が集団回収量で、回収量は年々減少傾向にあります。

2023(令和5)年度における市民1人1日あたりのごみの排出量は948g/人・日、1人1日あたりの生活系ごみ排出量(集団回収量を含む)は764g/人・日で、減少してきています。また、資源化率においても減少傾向にあります。

2023(令和5)年度における市民1人1日あたりごみ排出量は、全国平均の851g/人・日、県全体の933g/人・日より多く、資源化率は全国の19.54%、県平均の13.78%より下回っています。



出典: 環境省一般廃棄物処理実態調査より



出典: 環境省一般廃棄物処理実態調査より

※ 1人1日当たりごみ排出量=ごみ総排出量(生活系ごみ排出量+事業系ごみ排出量+集団回収量・エコスポット事業)/人口/365日
 ※ 1人1日当たり生活系ごみ排出量=(生活系ごみ排出量+集団回収量・エコスポット事業)/人口/365日
 ※ 資源化率=資源化量実績(直接資源化量+中間処理後資源化量+集団回収量)/ごみ総排出量

市では、地区公民館をはじめ市内21か所にペットボトル・空き缶の回収機、5か所にペットボトル専用の大型回収機を設置し、回収機に投入するとポイントが付与され、加盟店で割引券として利用できるしくみをつくっているほか、使用済みの食用油や小型家電、インクカートリッジ等の回収ボックスを設置し、市民・事業者と協働によるリサイクルを進めています。

また、ごみ減量容器設置補助金を交付し、一般家庭での生ごみの減量化と生活環境の美化を図っています。

(食品ロス)

食品ロスには、料理の食べ残しをはじめ、使わず捨てられてしまう食品など、家庭から発生する「家庭系食品ロス」と小売店での売れ残りや返品、飲食店で発生する食べ残しなどで発生する「事業系食品ロス」があります。

我が国の食品ロス量は、2023(令和5)年度には約464万トン(家庭系233万トン、事業系231万トン)が発生したと推計されています。事業系の取組は進んできていますが、「家庭系食品ロス」削減への取組が進まず、日常生活の中で一人ひとりが意識して減らしていける対策が急務となっています。



出典：農林水産省・環境省推計、食品ロスポータルサイトより

(プラスチックごみ)

海洋に流出したプラスチックごみは、生態系を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下、景観への影響、船舶航行の障害のほか、食物連鎖を通して人体への影響が懸念されています。

このため、プラスチックごみの削減とプラスチックと賢く付き合う「プラスチックスマート」の促進や、従来の3Rの取組に加え、循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行が求められています。

主な課題

- 民間事業者への委託によるごみの最終処分など、市のごみ処理体制への理解の普及啓発
- 食品ロス削減や生ごみ減量化、分別の徹底や細分化の検討とプラスチック資源循環など、ごみの減量・資源化の一層の推進
- 市民・事業者との協働による3Rの推進、循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行促進
- まちづくりや環境美化活動と一体となった不法投棄防止対策やポイ捨て防止、プラスチックごみの河川への流出防止などの推進

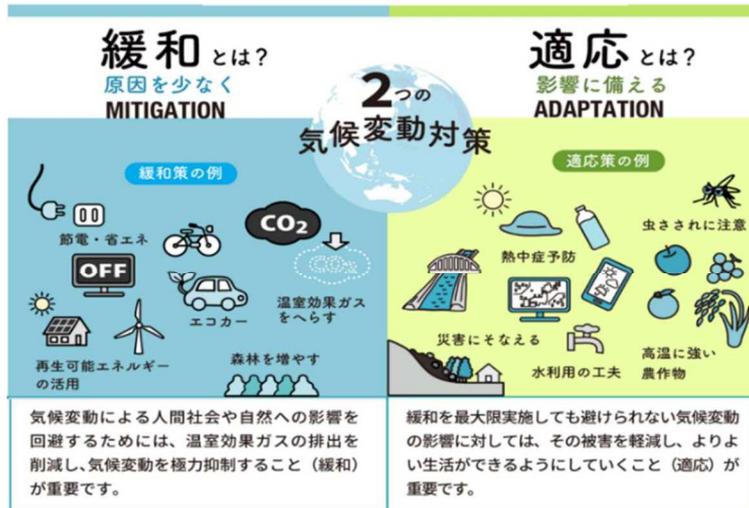
5 気候変動・地球温暖化

気候変動による地球温暖化が進行し、猛暑や異常気象など気候変動リスクが高まっています。

国では、2018(平成30)年に気候変動適応法の制定、気候変動適応計画の策定を行い、気候変動対策を温室効果ガス排出量削減する対策(緩和策)と、気候変動により将来予測される被害や影響の回避・軽減する対策(適応策)を両輪として対策を進めています。

本市でも、2023(令和5)年3月に安中市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)・安中市地域気候変動適応計画を策定し、持続可能な脱炭素社会の構築に向けた取組を進めています。

気候変動の緩和と適応

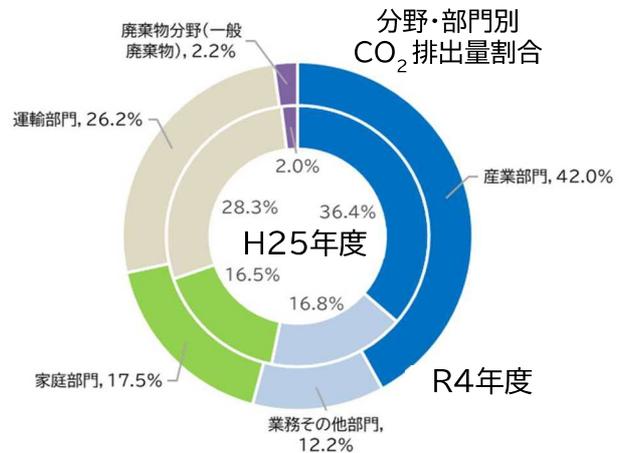


出典:環境省 A-PLAT(気候変動適応情報プラットフォーム)より

(1) エネルギー利用(温室効果ガス排出量削減等)

(二酸化炭素排出量)

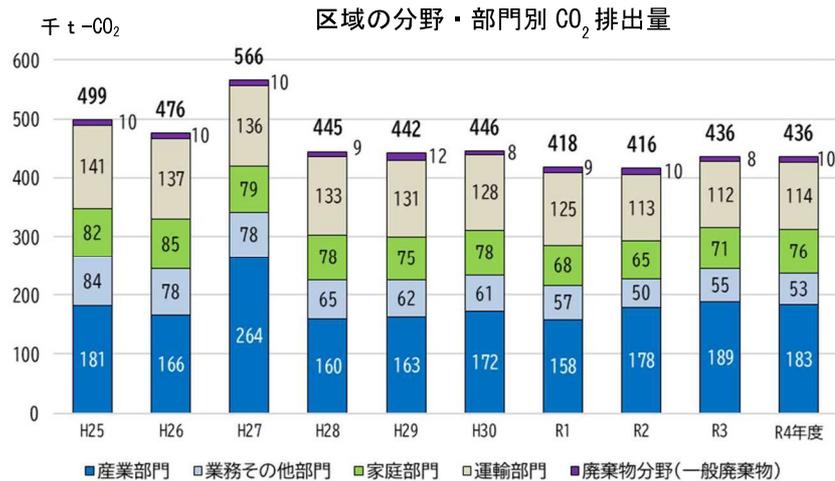
本市から排出されるエネルギー起源の温室効果ガス排出量は、2022(令和4)年度は43万6千t-CO₂で、地球温暖化対策の基準年度の2013(平成25)年度比で12.5%減少しています。前計画の指標は達成しましたが、安中市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の2030(令和12)年度削減目標(基準年度比50%削減)に向けては一層の努力が必要です。



出典:自治体排出量カルテ(R7.3)環境省より

(部門分野別CO₂排出量)

2022(令和4)年度の部門別排出量割合は、産業部門約42%、運輸部門26.2%、家庭部門17.5%、業務その他部門12.2%と、基準年度と比べ産業部門の割合が増加し、業務その他部門が減少となっています。部門・分野別CO₂排出量の基準年度比では、業務その他部門36.7%、運輸部門19.2%、家庭部門7.4%減少していますが、産業部門では1%増加となっています。



出典:自治体排出量カルテ(R7.3)、環境省より

(市の取組)

市では、地球温暖化対策実行計画(事務事業編)を策定し、事業者として市有施設等におけるエネルギー使用量や温室効果ガス排出量の削減に向けた取組を進めています。

また、住宅用再生可能エネルギー※システム設置費補助制度を設け、環境に負荷の少ないクリーンエネルギー※の普及・促進および地球温暖化対策の推進を図ることを目的としています。

なお、市内でのFIT・FIP制度※対象の再エネ導入量(発電電力量)は、2023(令和5)年度は358,206Mwh/年で、電気使用量(469,069Mwh/年)の76.4%を占めています。

※ 再生可能エネルギー：自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。太陽光や太陽熱、水力や風力、バイオマス、地熱、波力、温度差などを利用した自然エネルギーと、廃棄物の焼却熱利用・発電などのリサイクルエネルギーを指す。

※ クリーンエネルギー：法令等による定義はなく、一般的には太陽光や風力、水力などの自然由来で、二酸化炭素等の排出がなく、環境負荷の少ない、環境を汚さない“きれいな”エネルギー。

※ FIT・FIP制度：FIT制度とは再生可能エネルギー(再エネ)電気の固定価格買取制度のことで、政府が定めた一定の価格(調達価格)で一定の期間にわたって再エネ電気を必ず買い取ることを保証する制度。FIP制度は発電事業者が市場などに売った電気の価格に対して一定のプレミアム(補助金)を支払う制度。

(2) 気候変動への適応

気象庁アメダス上里見観測所(高崎市)の過去30年間(1990～2021年)のデータから気候の長期的変化を把握しています。

(気候の変化)

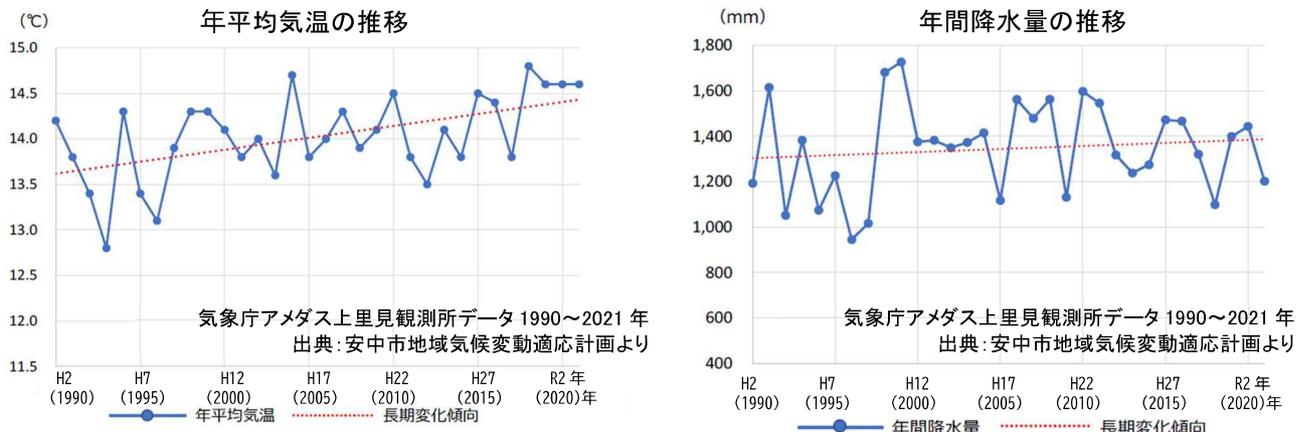
年平均気温は、30年間で1℃弱、日最高気温の年平均1.5℃上昇するなど上昇傾向にあり、夏日(最高気温25℃以上の日数)及び真夏日(最高気温30℃以上の日数)、猛暑日(最高気温35℃以上の日数)も長期的に増加傾向にあります。

(将来の気候)

本市の将来の気候は、追加的な気候変動緩和策を講じない(RCP8.5シナリオ※)場合、今世紀末には年平均気温、日最高気温・日最低気温の年平均は3～4℃上昇すると予測されています。

また、夏日が年間60～70日、真夏日が年間50～60日、猛暑日が年間25～30日増加、降水量100mm以上の大雨の年間発生回数も増加すると予測されています。

こうした気候変化に伴い、農作物の成育障害や水害・土砂災害等自然災害の増加、熱中症等健康被害の増加などから産業・経済活動への影響が懸念されています。



主な課題

- 2050年カーボンニュートラル(ゼロカーボンシティあんなか)の実現
- 住宅や事業所の省エネ対策、ZEH、ZEB等ゼロエネルギー化の普及
- 節電対策や省エネ対策の促進
- EV等エコカーの活用や急速充電設備等次世代自動車普及のインフラ整備
- 公共交通の拡大と利用促進
- 公共施設や生活施設の適正配置など省エネ型のまちづくりの計画的な推進
- 市民・事業者・行政との協働による取組、地域循環共生社会の構築
- 気候変動の影響及び地域での発生状況に関する情報の収集と提供
- 気候変動の影響が発生、懸念される分野での総合的・計画的な適応策の推進
- クーリングシェルター指定やクールシェアスポット登録の推進と運用

※ RCP8.5シナリオ: RCPシナリオとは、代表濃度経路シナリオ(Representative Concentration Pathways)のことで、人間活動に伴う温室効果ガス等の大気中の濃度が、将来どの程度になるかを想定した「排出シナリオ」。RCP8.5シナリオは、2100年における温室効果ガス排出量の最大排出量(気温上昇が1986～2005年平均からの2.6～4.8℃(平均3.7℃)上昇)に相当するシナリオ。

6 環境教育・環境保全活動

本市の自然環境を保全・再生し、より安全で、安心して暮せる快適な生活環境が持続できるような社会を構築していくためには、市民・事業者・行政が自主的に日常生活や事業活動での環境負荷の低減に努めていくとともに、環境問題を共有し、協働して、環境の保全等に向けた取組を進めていくことが重要です。

市では、学校教育における体験活動や社会科見学での碓氷川クリーンセンターなどの施設見学をはじめ、学校給食での地産地消や食品ロス学習、地域の清掃活動への参加など、学校の活動を支援しています。

また、出前講座をはじめ、県や市民団体等が主催する講演会や学習会への協力、講師紹介、安中市環境保健自治団体連合会が発行する「環境だより」での情報発信、環境イベント実行委員会等への協力を行っています。また、市内の環境カウンセラー、環境アドバイザー、環境保全団体と定期的に「あんなか市民の環」を開催し、意見交換や活動支援を行っています。



主な課題

- 広報や市ホームページの充実など環境情報の発信
- 環境教育、体験学習などの推進
- 環境学習・環境保全活動への参加のきっかけとなる講演会やイベントなど、市民団体・市民・事業者の環境交流機会の充実
- 経済活動と一体となった事業者の環境保全活動の促進と連携強化
- 協働プロジェクトづくり、環境ネットワークづくり